[生徒指導]

いじめ防止に向けた組織的な取組の効果

- 数値的指標の比較に基づく実効性の検証 -

今井 政之*

1 主題設定の理由

いじめは、児童生徒の健全な成長と発達を阻害するだけでなく、学校全体の学習環境に深刻な悪影響を及ぼす重大な問題である。一方、いじめの実態は表面化しにくく、教職員や保護者が気づく前に深刻化することが多いため、未然防止のための積極的なアプローチが求められている。

これまでいじめ未然防止に関する取組が様々な自治体や学校で実施されてきたものの、具体的なエビデンスに基づかない、経験的な方法に依存する傾向が強かった。いじめの未然防止の取組に対して、エビデンスとなり得る数値的指標に基づくアプローチを試みることは、組織的な取組やプログラムの効果を客観的に評価し、その改善点を洗い出すための貴重な手段となるだろう。未然防止の実践がいかに機能しているか、数値的指標に基づいて検証することで、いじめ問題に対して、持続可能で、より効果的な解決策を提供できると考える。

多くの学校や自治体では、複数年にわたり、いじめの実態調査をはじめとする様々なデータの収集を行っている。本研究では、A県B市立小学校での3カ年にわたるいじめの未然防止の取組の実践について、その間に蓄積されたデータを数値的指標とし、比較・分析を行い、実効性を検証する。いじめの未然防止の組織的な取組を、数値的指標に基づいて検証し、取組の効果や意義について、再現性のある根拠を示す試みである。

2 研究の目的

本研究の目的は、データに基づいた客観的な手法を用いて、3カ年に及ぶいじめ未然防止の組織的な取組の変容が、 児童や教職員のいじめに対する認識や学校全体の風土にどのような影響を及ぼし、数値にどのように表れているかを詳細に検証することである。未然防止の実践の実効性を、客観的指標となる量的データに基づいて評価し、明らかにすることで、学校現場におけるいじめ対策の改善に貢献することを目指すものである。

3 研究の方法

(1) 研究の概要

X年度からZ年度(X・Y・Z年は連続する3年間)にかけて、A県B市立小学校でいじめ防止の組織的な取組を実践し、期間中に収集したデータの比較と検証を行った(各年度の4月1日から7月末までの4カ月間のデータを比較)。

- ① 研究対象: A県B市立小学校に、X年4月からZ年7月末までに在籍した全校児童(X年度458名, Y年度466名, Z年度468名),及び在籍する教職員(執筆者含む)。
- ② 実践期間: X年4月~Z年7月末までの2年4カ月間。
- ③ 実践方法: 2年4カ月にわたり、複数の未然防止の取組を異なるアプローチで実践した。詳細は後述する。
- ④ **収集期間**: X年4月1日~7月31日, Y年4月1日~7月31日, Z年4月1日~7月31日の各4カ月間。
- ⑤ 収集データの集計と分類

ア 量的データの集計について:①いじめ事案に関する日々の記録と②いじめ調査において集計されたデータを用いた。学校内でいじめが発見されたり,児童や保護者からの報告や相談を受けて対応したりする際,担任,学年主任,管理職,生活指導主任が情報共有を図り,発生した事案ごとにその都度記録している。その蓄積が①日々の記録である。記録は,被害者および加害者,事案発生に至るまでの経緯,その後の対応(謝罪や保護者連絡の有無)などの詳細を,時系列に沿って,5W1Hが分かるように記載している。

^{*}新潟市立白根小学校

②いじめ調査は児童を対象に行う悉皆調査で、B市が作成した調査用紙を使用し、各担任が各教室で行うものである。調査用紙には、「1 からかわれたり、わる口やいやなことをいわれた」、「2 なかまはずれや、みんなからむしされた」、「3 かるくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした」、「4 ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした」、「5 おかねやものをむりやりとられた」、「6 ものをかくされたり、ぬすまれたり、こわされたりした」、「7 いやなこと、きけんなことをされたり、させられたりした」、「8 パソコンやスマホで、いやなことをかかれたり、されたりした」、「9 そのた」の9 項目があり、該当する行為があれば、その欄に丸をつける形となっている。同時に「こまったことはいまもつづいていますか」、「こまったりなやんだりしているともだちはいますか」の調査も行う。

当該校では、原則校時表の1時間目に調査を行い、9項目のうち、「該当する行為を受けた」と回答があったものに対して、3時間目までに被害児童のケアと加害児童への事実確認を行っている。発見された事案については、即日、管理職、生活指導主任とミーティングによる情報共有を図り、①の日々の記録と同様の内容と手順で記録を残している。同一の調査内で被害者加害者が同一であれば、複数の項目に丸をつけていても1件の発見件数として計上している。

B市は年3回以上の調査を義務付けており、当該校は5月・10月・1月の各月末に調査を行っている。5月末の調査では4月から調査日まで、10月末の調査では6月から調査日まで、1月末の調査では11月から調査日までが調査期間となる。今回研究を進めるうえで時期的な制約があり、3年間の比較を行うため、5月のデータのみ使用した。

なお, ①と②の件数は重複しておらず, X年度は①26件②92件(計118件), Y年度は①24件②50件(計74件), Z年度は①55件②39件(計94件)であった(合計件数は後掲の表3・表4の「発見件数」と同値)。

イ 量的データの分類について:今回集計されたデータを計14項目に分類した。うち9項目は調査用紙に基づいた分類となっている。調査用紙の $1\sim8$ の項目に準じて、「からかい」「悪口・暴言」「仲間外れ・無視」「軽い暴力」「強い暴力・危険行為」「金品」「物品」「命令・指示」「SNS・メディア」の9項目を設定した。「1 からかわれたり、わる口やいやなことをいわれた」のみ「からかい」「悪口・暴言」の2項目に分けたのは、この項目の発見件数がほかの項目に比較して多く、分類を分けて数値を比較することで、効果的な対策を立てることが可能となると判断したためである。「からかい」と「悪口・暴言」の分類をどのような基準で分けるか、「9 そのた」をどこに分類するかについては、下記の表1 に示した分類基準に基づき、どの項目に該当するか、執筆者が判断し、分類した。

からかい	悪口・暴言	仲間外れ・無視	軽い暴力	強い暴力・危険 行為	金 品	物品
人をからかう, 馬鹿にする行為	「ばか」「死ね」 などの言動	意図的に仲間外 れにする行為・ 無視	外傷や手当を伴 わない暴力	手当を伴う暴力・頭部などへ の殴打	金銭の授受が発 生した事案	物品の盗難, 隠すなどの行為
命令・指示	SNS・メディア	集団性	継続性	シンキングエラー	プライベートゾーン	学校外·登下校· 放課後
他の児童への命 令や指示を含む 事案	メディア機器, オンラインでの 事案	複数の加害者が 関わった事案	同一被害加害者 で複数発生した 事案	加害者に行為へ の認識の誤りが 認められる事案	下腹部などへの 意図的な接触・ ズボン下ろし	学童保育含む学 校外で行われた 事案

表 1 集計されたいじめに関する量的データの14項目の分類基準

ウ いじめ事案の程度について:事案はB市「いじめ程度表」に基づき低・中・高の3段階にレベル分けされる。 高レベルは①「法第28条第1項に掲げる重大事態」(※「いじめ防止対策推進法」を指す)②「重大事態につながる おそれのあるレベル」③「発生後1週間を超えても解消に至らないレベル」のいずれかに該当する事案である。①は 「自殺を企図」「身体に重大な傷害」「金品に重大な被害」「精神性の疾患を発症」「相当の期間(年間30日以上)学校を 欠席」、②は「登校できない状況が1日でもあったとき」「いじめが繰り返されている」「社会的な影響が大きく,児 童・保護者の状況が深刻」(自殺念慮、差別的な発言、ズボンおろしを含む性非行、集団からのいじめ、保護者が不満 を訴えるなど)、③は「被害者の気持ちが不安定」「加害者の行動変容が見られない」事案が該当する。

中レベルは「1週間を超えずに一定の解消が図られたレベル」の事案、低レベルは「その日のうちに、すでに一定の解消がされたと判断できるレベル」「被害者・加害者ともに、事案後普通通りに接している」事案が該当する。上記の低・中・高のレベル分けに関する文言はすべて「いじめ程度表」から引用したものである。

なお、上記の「一定の解消」について、当該校では、安易な解消認定による事態の深刻化を避けるため、「一定の解消」と「事実上の解消」を分けて考えている。レベル分けにおける「一定の解消」の認定は、被害児童が謝罪を受け入れるなど、被害児童が対応に納得したと確認した段階を指す。当該校では、発見後一定期間(本調査では1ヵ月程度が妥当と判断)経過し、その後の人間関係などについて、継続して注視する必要性が低いと判断した事案についてのみ、

「事実上の解消」と認定した。解消の認定は、生活指導主任、管理職が上記の当該校の基準で判断している。

当該校では「いじめ程度表」を解釈し、「集団性」「継続性」の有無、「プライベートゾーン」に関わる事案かどうかを、中・高レベルの分類の判断材料の一つとしている。今後の対策のため、これに「シンキングエラー」と「学校外」を追加し、これら 5 項目を上記の 9 項目に加え、計14項目の分類とした。「シンキングエラー」の定義は和久田(2019)に準拠した¹⁾。なお、1 つの事案で複数項目に該当する事案もある。

- エ 質的データについて:各事案の内容の詳細,児童から受けた相談内容,エピソードなどの各種情報を指す。
- ⑥ 検証方法:分類した各年度の量的データを比較し、数値の推移を分析する。必要に応じ質的データも参照する。

(2) いじめ防止に向けた組織的な取組の内容

佐藤 (2016) はいじめ防止の取組を整理し、「いじめ防止プログラムについての分類」として、表にまとめている²⁾。 佐藤 (2016) による分類表をもとに、当該校における各年度のいじめ防止に向けた組織的な取組を整理した(表 2)。 いじめ事案への即時対応や情報集約については、未然防止ではなく、すでに起きたいじめ事案に対しての取組ではある が、今回未然防止の取組に分類できると判断した。即時対応や情報集約のシステム化、組織的な取組が、「されて嫌 だったときは相談する」という児童の意識、「いじめ対応はどの教育活動よりも優先される必要がある」という教職員 の意識の定着化に繋がり、長期的な視点で未然防止に寄与するものと判断したためである。

各年度に実践されたいじめ未然防止に関する取組の主な内容は、以下のとおりである。Y年度は共通の「いじめ未然防止プログラム」の学級単位での実践、Z年度はY年度の取組を踏襲しつつ、全校規模の組織的な取組を行っている。具体的な取組内容($A \sim I$)と実施年度を表 2 に示す。

① X年度のいじめ防止に向けた主な組織的取組

X年度の取組は、X年度以前のいじめの早期発見及び対応を継続したものであり、未然防止の観点での組織的取組は特に行っていない。いじめ事案が発生した時の即時対応の徹底、事実確認と記録、被害児童のケアを主眼としている。

② Y年度のいじめ防止に向けた主な組織的取組

Y年度はいじめ対応の即時徹底を継続しつつ、B市が進める「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」を導入、学級単位での取組を展開した。プログラムでは低・中・高学年毎に3パターンの授業が用意されている。授業前半は共通しており、「いじめの定義」(どのような行為がいじめに該当するか)について確認する(各行為が法律で「いじめ」と認定されることも伝える)。定義を確認したうえで、低学年は「いじめを受けたときにどうするか」、中学年は「いじめる人・傍観者にならないためにどうするか」、高学年は「いじめを見たときにどうやって助けるか」について、児童とともに考える。担任はB市が作成した共通のスライドをもとに授業を進める。授業は1時間ないし2時間で構成される。

③ Z年度のいじめ防止に向けた主な組織的取組

Z年度は、Y年度の学級単位での実践を継続しつつ、児童、教職員、保護者の全校的体制でいじめ未然防止に取り組むことを決定し、全校規模の取組を進めた。

		取組の詳細	X年度	Y年度	Z年度
規範・ルール		いじめない 助ける 仲間に入れる 大人へ相談・報告する ペナルティ	А	ΑD	A D G
スーパービジョン		モニタリング 監視・巡回	С	С	С
6.7	じめ教育	現状(統計・発生数) 定義・いじめの形態要因 影響・深刻さ		DΕ	D
S E	エモーショナルラーニング	エンパシー 情動マネジメント フレンドシップスキル アサーション			
L	ソーシャルラーニング	適切な拒否/離れる 報告・相談 問題解決スキル 傍観者の具体的対応		D	D
修復的対話		サークル カンファレンス クラスミーティング	А	А	А
エコロジカルアプローチ		生徒児童・クラス・学校・家庭を含めて全校的に取り組むエコロジ カルな視点でのアプローチ			FHI
システム化		アセスメント→計画→研修→実施→評価	АВ	АВ	АВ

表 2 「いじめ防止プログラムの主な構成要素」に基づくいじめ防止の組織的な取組の分類表

- A いじめ事案の即時対応の徹底:被害児童の教育相談とケア,加害児童への事実確認含む情報収集,学年間,生活 指導主任,管理職との情報共有・ミーティングの即時実施の徹底。内容に応じて対応や経過についての保護者連 絡を原則即日に行う。
- B いじめ事案やいじめに繋がる情報の集約:児童の行動や事案に関する生徒指導上の様々な情報を,管理職,生活 指導主任が収集・集約する。情報は週1回職員終会で共有し,記録しておく。
- C 校内巡視:休み時間学年内で連携し各学年の教室を監督する。体育館、グラウンド、トイレなどを定期巡回する。

- D いじめ未然防止授業の全校実施:「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」についての授業を全学級で行う (年2回)。1回目の授業は4月末の参観日に行い,取組を保護者にも共有する。2回目の授業は9月から10月 にかけて行うもので、4月の未然防止の授業のリマインドを図る内容とする。
- E 人権意識向上を目指し、教職員研修を4月に行う。Y年度はCAPによる人権研修³⁾を行った。Z年度未実施。
- F 学校の重点目標を「いじめをしない・させない・見逃さない子どもの育成」に設定、教職員間で意識を共有する。
- G 3学年以上の学級で、未然防止を意識した学級目標を児童の意見を尊重しながら策定する。例として、「けしゴム」(お互いに前向きな言葉をかけ合うクリーンなイメージと一つに結束する姿の象徴)など。学級目標を、Iの集会で全校に宣言する。
- H 学校だよりで未然防止の各種実践(未然防止授業の実施,いじめ見逃しゼロ集会の開催等)を保護者に伝える。
- I A県が実施する「いじめ見逃しゼロキャラバン」と連携し、「いじめ見逃しゼロ集会」を全校集会として5月に 開催する。集会は運営委員会の児童が進行する。講師を招き、実体験や克服したエピソードを講話として聞く。

4 研究の結果

(1) いじめ未然防止に向けた組織的な取組の評価

Y年度とZ年度におけるいじめ未然防止に向けた組織的な取組は、保護者から一定の評価を得ており、教職員の意識の変容をもたらすなど、いじめに関する量的データ以外にもその成果が表れている。根拠として、保護者と教職員に対して行った、いじめ未然防止の組織的な取組に関するアンケート調査の結果を以下に示す。

Z年度(7月実施)に保護者に対して行ったアンケートで、「学校はいじめを未然に防ぐ取組を積極的に行っている」の質問に95%の保護者が肯定的評価の回答をしている(有効回答数259件)。また、Y年度(9月実施)に教職員に対して行ったアンケートにおいて、「いじめ未然防止に向けた取組で人権意識や未然防止への意識が高まった」の質問に対して、100%の教職員が肯定的評価の回答をしている(有効回答数32件)。いじめ防止の組織的な取組が、保護者と教職員の理解を得られていることを示しているといえるだろう。

(2) 量的データの分類と各項目の数的推移

前述の14項目に分類した $X \sim Z$ 年度の集計データの各項目の件数を表 3 として示す。本研究ではさらに、以下に示す項目の内容に関する数値を算出し、表 4 としてまとめた。

- ①低中高レベルの各件数:B市の「いじめ程度表」に基づいて3段階に分類されたレベルごとの件数を指す。
- ②男子・女子の件数:被害児童の性別ごとの発見件数を算出した。
- ③加害児童に関する件数:一度加害児童としていじめに関わったのち、その後も加害児童としていじめに関わるなど、加害児童として複数件のいじめに関わった児童の人数(「複数加害」)と、一度加害児童として計上された後、加害児童としてその後いじめに関わっていない児童の人数(「1件加害」)を算出した。さらに、「シンキングエラー」に関する対応の検討に必要と考え、加害児童と被害児童が同一の事案(「やられたからやり返した」などの理由で同時発生した事案で、互いに被害者と加害者として、2件のいじめ事案として計上された事案)の件数も算出した。加害児童についてはさらに、1年生が加害児童となった事案の件数(「1年生加害」)も算出した。
- ④「認知件数」:「発見件数」は各年度に記録されたすべてのいじめ事案の件数を指す。これに対し「認知件数」は、いじめの被害を受けた児童の実人数を指すもので、被害児童が各年度ですでに過去被害児童として計上されている場合、その事案は件数に計上しない。例として、被害児童が同一の事案Aと事案Bが同年度に発生した場合、発見件数は2件となるが、認知件数は1件となる。

⑤解消・取組中・解消率:認知件数のうち、「事実上の解消」が認められた事案と認知件数の合計に対する解消率を 算出した。X年度は解消の有無について確度の高いデータを集計していなかったため、空欄とした。

	発見 件数	からかい	悪口暴言	仲間外れ 無視	軽い 暴力	強い暴力 危険行為	金品	物品	命令 指示	SNS メディア	集団性	継続性	シンキング エラー	プライベート ゾーン	学校外 放課後
X年度	118	4	47	18	44	14	1	10	1	3	5	2	10	4	5
Y年度	74	11	18	14	13	9	3	3	2	2	17	14	18	2	9
Z年度	94	9	22	10	33	6	1	12	1	3	10	17	23	5	14

表3 いじめの内容による14分類:各年度の発見件数

中 加害被 1 年生 発見 複数 1 件 認知 男子 取組中 解消率 女子 解消 レベル レベル レベル 件数 加害 加害 害同一 加害 件数 X年度 23 103 118 () 2 116 60 58 43 () 11 Y年度 74 11 51 23 26 37 2 11 59 28 31 47% Z年度 94 0 11 83 67 27 28 38 17 14 67 47 20 70%

表 4 いじめの程度や性別等の追加分類の各年度の件数

(3) 各項目の数的推移の傾向

X年度とY年度・Z年度それぞれの数値を比較した結果、項目ごとに異なった数的推移の傾向が確認できた。以下、X年度に対して減少した項目、増加した項目に分けて整理した。傾向を把握するため、X年度に対する割合を百分率にし、「対X年比」と表記する。(対X年比 \bigcirc %、 \triangle %)において、 \bigcirc はY年度、 \triangle はZ年度の数値を示すものとする。

① 全体的に減少傾向が認められる項目

「仲間外れ・無視」(対X年比77.7%,55.5%)「強い暴力・危険行為」(対X年比64.2%,42.8%)に減少傾向がみられる。さらに、各学年の発見件数と認知件数の推移を比較したところ、全体に減少傾向が認められた。表5に示す。

	U年度入学(Z年度時6年)	V年度入学(Z年度時5年)	W年度入学(Z年度時4年)	X年度入学(Z年度時3年)		
	発見件数	認知件数	発見件数	認知件数	発見件数	認知件数	発見件数	認知件数	
X年度	20	16	17	14	25	23	28	23	
Y年度	9	9	8	8	8	7	15	11	
Z年度	13	8	12	8	2	2	7	6	

表 5 入学年度ごとの学年の発見件数及び認知件数の推移

発見件数 (対 X 年比62.7%, 79.6%) と認知件数 (対 X 年比57.2%, 65.0%) は、 Y 年度から Z 年度にかけて件数の増加が認められるものの、 X 年度と比較すると減少傾向と捉えることができる。これには「低レベル」の事案の推移 (対 X 年比50.8%, 71.5%) が大きく関係している。「低レベル」の事案の大部分を占める「軽い暴力」(対 X 年比29.5%, 75%)「悪口・暴言」(対 X 年比38.3%, 46.8%) にも、同様の傾向が認められる。女子の件数 (対 X 年比39.6%, 46.5%), 加害児童として計上されたのが 1 件だった児童の人数 (対 X 年比86.0%, 88.3%) も同様である。

② 全体的に増加傾向が認められる項目

「中レベル」に該当する事案(対X年比550%,550%),「継続性」の認められる事案(対X年比700%,850%),「学校外・登下校・放課後」に行われた事案(対X年比180%,280%),「シンキングエラー」に関する事案(対X年比180%,230%),加害児童として複数件のいじめに関わった,加害を繰り返す児童の人数(対X年比113%,121%),1年生が加害児童の事案(対X年比100%,127%)が増加傾向を示している。

「高レベル」の事案は、X年度は0件だったものの、Y年度に4件発生、Z年度には0件となった。「金品」(対X年比300%,100%)、「命令・指示」(対X年比200%,100%) にも同様の推移が確認できる。「集団性」が認められる事案 (対X年比340%,200%) は、Y年度に増加し、Z年度でもX年度比で増加している。「からかい」(対X年比275%,225%) も同様の推移がみられる。「物品」(対X年比30%,120%)、「プライベートゾーン」(対X年比50%,125%)、男子の件数(対X年比85%,111.6%) はY年度で減少したものの、Z年度ではX年度に対して増加に転じている。

(4) 質的データの分析結果

本研究は量的データの分析を主としているが、参照した質的データについて触れておく。

① 「シンキングエラー」に関する質的データ

発見件数,認知件数,「低レベル」事案の件数が、Y年度からZ年度にかけて増加している。これには被害児童と加害児童が同一の事案の増加(Y年度2件、Z年度17件)が関係している。データを精査すると、Y・Z年度の被害・加害児童の同一事案のすべての事案において、「やられたからやり返した」、つまり「危害を加えられたことが加害の理由となりうる」という認識の誤り、すなわち「シンキングエラー」がトラブルの原因だったことが判明した。

② 「高レベル」事案に関する質的データ

Y年度の4月,ある学年で集団いじめ事案が発生した。Y年度に発生した高レベル事案の4件のうち3件が、この集団いじめ事案に含まれることが判明した。Y年度で「集団性」が認められた事案は17件だったが、約半数を占める8件がこの集団いじめ事案に該当するものだった。

5 考察

(1) 学級単位のいじめ未然防止プログラムの実効性

X年度からY年度にかけての「低レベル」事案の減少は、学級単位のアプローチが児童の意識の変容を促進し、「軽い暴力」「悪口・暴言」といった、目に見えやすい行動に対する全体的な抑止力として機能した可能性を示しているといえるだろう。また、「仲間外れ・無視」「強い暴力・危険行為」にも減少傾向がみられる。このうち「強い暴力・危険行為」は、保健室などでの手当を要することが多く、緊急を要する対応が必要な事案に繋がることも少なくない。この項目に該当する事案の件数が減少し、改善傾向が見られたことは、いじめ未然防止の取組の一つの成果といえる。

1件のみの加害児童が減少傾向を示す一方で、加害を繰り返す児童の人数は増加傾向を示している。1年生が加害児童の事案も増加傾向で、取組の効果が見られない。これは、1年生や加害を繰り返す児童に対し、本実践での取組では効果が期待できない可能性を示唆している。また、被害児童の件数ではあるが、女子が減少傾向であるのに対し、男子に減少傾向が認められない。本実践の取組では、性別によっても実効性に差がある可能性が示唆されたものといえる。

(2) 全校規模のいじめ未然防止の組織的な取組の実効性

Y年度からZ年度にかけて、解消率の向上が認められる。また「シンキングエラー」に関する事案の増加には、「お互いに悪かった」という理由でいじめと結びつけずに処理されてきたトラブルを、いじめとして積極的に認知する教職員の意識の変容が表れていると見ることができる。学級単位の取組が児童の意識の変容を促したのに対し、全校規模の取組は、いじめを積極的に認知しようとする教職員の意識を強化し、発見件数の増加やいじめの早期発見・確実な解消を促進したという仮説が立てられるが、他の要因に起因する可能性も十分にある。さらなる検証が必要になるだろう。

(3) 未然防止の組織的な取組の実効性が期待できない場面

Y年度における高レベル事案の増加は、すでに進行している深刻ないじめ事案とその加害者には、未然防止の効果が期待できないという可能性を示している。Y年度の集団事案を精査すると、4月の学級開きの段階でいじめが水面下で進行していた様相が確認できた。当学年はY年度で卒業してしまったため、Z年度の全校規模の取組の実効性は検証できないが、学級単位の実効性がなかったことから、全校規模の取組も効果が期待できないことが予想される。

(4) 未然防止の組織的な取組の背後で進行する新たないじめ

未然防止の取組を進めつつも、中レベル以上に該当するような、「継続性」「集団性」が認められる事案に改善が見られないという事実が今回明らかになった。いじめの根深さを示すものであり、現時点でも教室内外のどこかで、重大ないじめ事案が進行している可能性を示唆している。未然防止の組織的な取組を進める中で、その背後では、いじめがより深く、潜在的なものとなり、より複雑で見えづらくなっている実態が伺える。学校外で発生した事案が増加しているのも、このようないじめの特性に関係している可能性がある。

6 成果と課題

学級単位や全校規模でのいじめ未然防止の組織的な取組の効果について、数値的指標を用いて検証し、効果を可視化できた点は大きな成果である。未然防止の実践に、児童や教職員のいじめに対する意識の変容を促す効果が期待できることを本研究は示しており、いじめ未然防止の取組に対するポジティブなフィードバックとなり得るだろう。

一方で、加害を繰り返す児童や1年生の児童、深刻ないじめ、潜在的ないじめには、本実践のような、学級単位・全校規模の取組の実効性が期待できず、個別のアプローチや他の取組が必要である可能性が示唆される。学級単位と全校規模の取組に加え、社会性情動学習を含む個別のアプローチの効果の実践と検証が今後の課題となるだろう。

引用・参考文献

- 1)和久田学(2019)『学校を変えるいじめの科学』日本評論社
- 2) 佐藤浩一(2016)「学校における効果的いじめ防止要素の考察 包括的いじめ防止プログラム開発に向けて 」 『子育て研究』第6巻
- 3) NPO法人CAPセンターJAPANウェブサイト (https://cap-j.net/)